

岡山県勝田郡勝央町立勝央北小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 策定

めざす子ども像

- ・やさしく <相手の立場に立って考えられる温かい心情>
- ・かしこく <自ら学び、学んだことをみんなのために生かそうとする気持ち>
- ・たくましく <自分の良さを知り、ねばり強くがんばり、やり抜く力>

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・児童、保護者、その他関係者と連携を図り、いじめの防止、早期発見に取り組み、いじめ又はそれにつながる課題が見られた場合、迅速に対処する。
 - ・子どもを取り囲む教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすようにする。
 - ・児童一人一人にも、「いじめは絶対にしてはいけない」ということを認識させる。また、そのような行為や現場を目撃した時には、適切な対応ができる児童を育てる。
 - ・個人の学力を協働的に高める指導に努め、児童の認知力と思考力を上げ、思いやりの心と互恵関係を育む。
 - ・夢を持ち未来に向かって自己実現を目指し努力しようとする児童の育成
- <重点となる取組>
- ・関係機関等と日頃から連携する。
 - ・いじめの防止、早期発見、いじめへの対処に関する校内研修を実施する。
 - ・いじめを発生した時の対応と継続指導

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・学校だよりや学級通信、個人懇談や学級懇談、家庭訪問、学級PTA活動等を利用して、日ごろから保護者との信頼関係を築き、保護者との連携を密にする。
 - ・基本方針について、PTA総会で説明し、理解を得る。
 - ・PTAや学校運営協議会等と連携、協働する。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針が計画通りに進んでいるかのチェックや、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルでの検証。
- <対策委員会の開催時期>
- ・11月、随時
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・生徒指導、管理職を中心に報告。
- <構成メンバー>
- ・校外
主任児童委員、学校運営協議会会長、PTA会長
 - ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主任、人権担当（養護教諭、SC、SSW）

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・教育委員会、児童相談所、警察、弁護士、スクールロイヤー
- <連携の内容>
- ・校内での解決が難しい事案や、重大ないじめが起きた場合等に相談をす
- <学校側の窓口>
- ・管理職、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

- ・いじめは、「いじめる側が悪い」という事を毅然とした態度で示し、いじめの事例を具体的に示しながら「人間として絶対にしてはいけない」行為であることを認識させる。（いじめに関する集会や学級指導など）
- ・適切な場面で、子どもたちにいじめ認定とされる具体例を伝えいかなる場合においても、やってはいけないことなんだという意識付けをする。
- ・日常的に児童の行動の様子（顔の表情やあいさつの声の大きさ、帰りの会での様子など）を把握する。
- ・定期的なアンケート調査（QUやKINTOくんミニアンケート、町内統一アンケートなど）
- ・全校児童の欠席日数の把握（主な原因について情報交換、各学期に10日以上欠席者について情報交換）
- ・月一回の定期的な児童の情報交換
- ・どのような取り組みをするのか、計画的に取り組みの検証を継続する。
- ・保護者に対して「いじめ」に関する子どものサインを周知し、「いじめ」に気づいた保護者を次のアクションへと導く。
- ・保護者には、保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行ってもらう。
- ・県教育委員会作成「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」などを活用した研修を実施して、観察力や対応力の向上に努める。
- ・人権標語の作成、人権集会でいじめについて全校で考えることで人権意識を高める。
- ・児童教育相談を1学期と2学期に設け、児童一人一人の思い聞く。（上記のアンケート調査をもとに年2回）

②
早期発見

- ・子どもの変化に敏感に反応できるように、一人一人を日頃からよく見る。
- ・「いじめがありそうだ、どうかな」と思ったら、迷うことなく個人面談や情報収集を行う。（ミニアンケートも活用）
- ・QUやアンケートで気になる回答があれば聞き取りをする。
- ・週3回の終礼時に児童理解の時間を設け、定期的に児童の様子を報告し、全体で共有する。
- ・QUの結果、ICTを活用したアンケート調査の結果を分析し教職員が情報を共有する。
- ・担任を中心に日々の健康チェックを行う。
- ・児童が担任外の職員に悩んだり、困ったりしていることを伝えた場合には、担任にその旨を伝え、場合によっては情報を共有する。
- ・保護者の悩みや相談の窓口を開設し、毎月20日を教育相談日とする。

③
いじめへの対処

- ・児童、保護者からの相談や訴えには、丁寧かつ迅速に対応する。
- ・校内研修等で「いじめを把握した場合の対処の在り方」について理解を深めておくことと、組織的な対応ができるよう体制の整備をしておく。
- ・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し保管する。
- ・訴えについて、情報を得た者は生徒指導担当、管理職に報告し、組織的に対応する。また、見通しをもった指導を継続するために、いじめ解消日を設定するようにする。
- ・いじめがあることが確認された場合には、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保するために、教職員の連携を密にするとともに、保護者に事実を伝える。
- ・いじめがあることが確認され、重大な事案の場合には、すみやかにいじめ対策委員会を開き、組織的な対応について検討する。町のいじめ対策委員会の基準に合う場合、開催の要請をする。
- ・いじめの被害者向けに「24時間いじめ相談ダイヤル」を周知する。
- ・事案に応じ、教育委員会への連絡・相談や関係機関との連携を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、教育的な配慮や被害者の意向を考慮して、警察と連携した対応をとるようになる。
- ・定期的に、事後報告と継続観察をする。被害児童保護者に対し心身の苦痛を感じていないか面談等による確認をする。
- ・いじめた児童に対しては、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示すとともに、相手の当該児童の児童理解に基づいて粘り強い指導を行い、再発防止に努める。保護者へも伝え、協力を求める。
- ・いじめた児童の背景要因を分析し、保護者と連携し分析に基づいた必要な手段を講ずる。（SCによるカウンセリング、SSWとの連携等）